那珂川市公式キャラクターかわせみ丸着ぐるみ貸出要領

第1条（目的）

この要領は、那珂川市公式キャラクターかわせみ丸の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸し出しに関し必要な事項を定めることにより、キャラクターを活用した那珂川市の魅力発信及びシティプロモーションの推進を図ることを目的とする。

第2条（貸出対象）

着ぐるみは、次の各号のいずれかに該当する事業または行事に使用する場合に貸し出すことができる。

(1) 学術、教育、文化、スポーツその他公共の福祉の向上に寄与する事業

(2) 広く市民を対象とする事業

(3) 報道機関が報道及び広報の目的で行う事業

(4) 市のPRまたは地域振興に資すると認められる事業

(5) その他市長が適当と認める事業

第3条（貸出申請）

着ぐるみの貸出を受けようとする者は、使用開始日の14日前までに、着ぐるみ貸出申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

第4条（貸出承認）

市長は、申請内容を審査し、適当と認めるときは貸出を承認し、その旨を申請者に通知するものとする。

市長は、必要があると認めるときは、貸出に条件を付すことができる。

第5条（貸出順位）

同一期間に複数の貸出申請があった場合は、市が実施する事業を優先するものとする。

前項による優先順位が同一である場合は、申請受付順に貸し出すものとする。

第6条（貸出期間）

貸出期間は、貸出日及び返却日を含め5日以内とする。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第7条（貸出料）

着ぐるみの貸出料は、無料とする。

ただし、運搬に要する費用その他使用に伴う経費は、使用者の負担とする。

第 8 条（貸出承認の制限）

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出を承認しない。

(1) 法令または公序良俗に反するおそれがあるとき。

(2) 政治活動または宗教活動に使用するとき。

(3) 特定の思想または信条を支持し、または反対する目的で使用するとき。

(4) 暴力団その他反社会的勢力の利益となるおそれがあるとき。

(5) 着ぐるみを損傷するおそれがあると認められるとき。

(6) 市またはキャラクターの品位やイメージを損なうおそれがあるとき。

(7) その他市長が不適当と認めるとき。

第 9 条（遵守事項）

使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた目的以外に使用しないこと。

(2) 第三者に転貸しないこと。

(3) 着ぐるみを改造し、またはその形状を変更しないこと。

(4) 着ぐるみ使用マニュアルに従い、安全かつ適切に使用すること。

(5) 使用後は汚れ等の有無を確認し、貸出時と同じ状態で返却すること。

(6) 使用中に事故、破損その他異常が発生した場合は、直ちに市へ報告すること。

第 10 条（貸出及び返却）

使用者は、市が指定する日時及び場所において着ぐるみの受渡し及び返却を行わなければならない。

返却時には、市職員の確認を受けるものとする。

第 11 条（貸出承認の取り消し）

市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出承認を取り消し、または返却を命ずることができる。

(1) この要領または承認条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

第 12 条（損害賠償）

使用者の故意または重大な過失により着ぐるみを破損・汚損し、または紛失したときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。

ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

第 13 条（免責）

着ぐるみの使用により使用者または第三者に損害が生じた場合であっても、市はその責任を負わない。

第 14 条（委任）

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和 8 年 10 月 23 日から施行する。

様式

様式第 1 号　着ぐるみ貸出申請書

様式第 2 号　着ぐるみ貸出承認通知書

様式第 3 号　着ぐるみ返却確認書